

農薬取締法の体系と農薬登録保留基準について

1. 農薬取締法の体系

規制段階	環境省所管	農林水産省所管
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 特定農薬の指定^(注1) </div>		
登 録	登録申請 登録検査（書類及び農薬見本の検査） 次のいずれかに該当する場合は登録保留 農薬登録検査項目 登録保留基準 4) 作物残留に係るもの 5) 土壌残留に係るもの 6) 水産動植物に対する毒性に係るもの 7) 水質汚濁に係るもの	登録申請 登録検査（書類及び農薬見本の検査） 次のいずれかに該当する場合は登録保留 農薬登録検査項目 1) 申請書に虚偽の記載があるとき 2) 農作物等に害があるとき 3) 通常の危険防止対策をとってもなお人畜に危険を及ぼす恐れがあるとき <u>4) ~ 7) は環境大臣が定めることとなっている</u> 8) ~ 10) 略
		申請事項の訂正又は品質改良の指示 ↓ ↓ 登録（登録票の交付） 登録申請の却下 職権による適用病害虫の範囲等の変更の登録及び登録の取り消し
販 売		農薬の表示、販売の禁止 ^(注2) 等
使 用	水質汚濁性農薬の指定（政令指定）	
	農薬の使用者が遵守すべき農薬使用基準の設定	

(注1) 「その原料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼす恐れがないことが明らかなもの」として農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（特定農薬）は、登録が不要とされている。

(注2) 農薬取締法第9条第2項の規定に基づき販売が禁止された農薬は、同法第11条に基づき使用も禁止される。

2 農薬登録保留基準の農薬取締法上の位置づけ

農薬取締法に基づき、製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならないとされており、この登録に当たっては、農林水産大臣は、申請者の提出した資料等に基づき登録検査を行い、申請農薬が次のいずれかに該当する場合はその登録を保留することとなっている。このうち4)から7)までの基準は農薬取締法第3条第2項に基づき環境大臣が定める(農薬登録保留基準)こととされている。

1)申請書に虚偽の記載があるとき

2)農産物等に害があるとき

3)通常の危険防止対策をとっても、なお人畜に危険を及ぼすおそれがあるとき

4)前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、当該農薬が有する農作物等についての残留性の程度からみて、その使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるとき

5)前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、当該農薬が有する土壌についての残留性の程度からみて、その使用に係る農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるとき

6)当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、その水産動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき

7)当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、多くの場合、その使用に伴う認められる公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう、第十二条の二において同じ。)の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水(その汚濁により汚染される水産動植物を含む。第十二条の二において同じ。)の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるとき

8)名称が不適切であるとき

9)薬効が著しく劣るとき

10)公定規格が定められているもので、それに適合しないとき

3 環境大臣が定める登録保留基準の概要

農薬取締法第3条第2項に基づき環境大臣が定める基準は「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件」(昭和46年3月2日付け環告346号)により告示されており、その概要は次のとおりである。

土壌残留及び水産動植物に対する毒性に係るものは全ての農薬に共通の基準が設定されているが、作物残留及び水質汚濁に係るものは個別農薬ごとに基準値が設定されており、必要に応じ環境大臣が当該基準値を定めることとされている。

(1) 作物残留に係る農薬登録保留基準について - 法第3条第1項第4号

食品衛生法の食品規格に適合しない場合

が定められていない場合は環境大臣が定める基準に適合しない場合

(「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件第1号イの環境大臣の定める基準」(昭和48年7月24日付け、環告46号)の基準)

設定農薬数 376農薬(平成17年3月現在)

なお、平成15年7月以降、農薬の登録と同時に、食品規格が定められる運用が開始され、の基準を設定する必要がなくなった。

(2) 土壌残留に係る農薬登録保留基準について - 法第3条第1項第5号

農薬の成分物質等の土壌中での半減期が、規定されたほ場試験又は容器内試験で1年以上の場合等

(なお、当該基準については、環境残留の観点から見直しを検討中)

(3) 水産動植物の被害防止に係る登録保留基準について - 法第3条第1項第6号

規定されたコイの試験方法で、農薬による48時間でコイの半数致死濃度が0.1ppm以下で、かつ毒性の消失日数が7日以上の場合(水田において使用するものに限る)

なお、当該基準については、平成15年3月28日に告示改正を行い、魚類、甲殻類及び藻類に対する農薬の毒性値と公共用水域における予測濃度を比較して評価する手法に見直されたところ(平成17年4月施行)

(4) 水質汚濁に係る農薬登録保留基準について - 法第3条第1項第7号

水田水中での農薬の150日間の平均濃度が、水質汚濁に係る環境基準(健康項目)の10倍(水田において使用するものに限る。)を超える場合

水質汚濁に係る環境基準(健康項目)が定められていない場合は、水田水中での農薬の150日間の平均濃度が、環境大臣が定める基準を超える場合

(「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件第4号の環境大臣の定める基準」(平成5年4月28日付け、環告35号)の基準)

設定農薬数 133農薬(平成17年3月現在)

(なお、当該基準については、生物濃縮性を考慮する観点から見直しを検討中)